

平成 31 年 2 月 1 日

ギャンブル等依存症に関する啓発用資料のサンプルについて ～地方公共団体でご活用いただけます～

消費者庁では、この度、内閣官房、金融庁、法務省及び厚生労働省と共同で、各地域において、よりきめ細やかに、また、より分かりやすい内容で、若い世代の方々を始めとする住民の方々に対し、ギャンブル等にのめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つであるギャンブル等依存症に関わる知識の普及を進めていただけるよう、啓発用資料のサンプルを作成しました。

今後、このサンプルの加工可能なデータを都道府県・指定都市の消費者行政担当部局へ提供し、「ギャンブル等依存症問題啓発週間」などでの啓発を進めていただくほか、各地域の公営競技の会場など、目に留まりやすい場所において、啓発用資料を配置してもらえよう、依頼していく予定です。

【このサンプルにおける記載事項の概要など】

平成30年11月16日付けで消費者庁において公表した青少年向けの啓発用資料（以下「消費者庁資料」という。）（※）に盛り込んだ要素をいかしつつ、「ご本人の状況に振り回され、周囲の方も不健康な思考に陥ることのないようにしましょう。」という観点について明確に記載し、異なる観点を含む形で、周囲の方々への注意喚起、知識の普及のために活用していただけるようにしています。

また、消費者庁資料では、その性質上、地域における相談先を具体的に明示することができなかったところ、このサンプルを活用して、地域レベルで調整していただくことを通じ、ギャンブル等依存症に関連する相談をすることが可能な機関などが、地域住民の方々に明確になることも期待されます。

※ 以下の消費者庁ウェブサイト内のページをご参照ください。
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

本件に関する問合せ先 消費者庁消費者政策課 澤野 TEL : 03(3507)9197 (直通) FAX : 03(3507)7557

《参考》

- ① ギャンブル等依存症対策基本法案が可決された際に付された附帯決議
(平成30年7月5日 参議院内閣委員会) (抄)

五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。

- ② 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案が可決された際に付された附帯決議 (平成30年12月6日 参議院内閣委員会) (抄)

七 新年度を迎えた直後の学生、生徒、児童及び園児が長期間にわたる休日により心身に影響を被る可能性に十分考慮し、これらの者の心身の健康が保たれるよう、関係機関の連携協力により適切な対応がとられること。あわせて、この時期に、ぱちんこや公営競技を経験し始める若年者が多いことから、年齢による入場規制等が徹底されるよう関係機関の対応を強化すること。